

資料

平成 17 年 3 月

わが国の金融を巡る環境変化

	経済情勢・政府の不良債権処理策等	主な破綻・合併等	金融制度・会計制度等
1993 (H5) 年	1月 「共同債権買取機構」発足 5月 都銀各、初めて不良債権額を公表 (総額8兆4553億円)	2月 日本住宅金融の再建案決定	4月 銀行・証券等の相互参入を進める一連の金融制度改革法施行
1995 (H7) 年	12月 住専問題処理、閣議決定(1次ロス処理に6850億円の予算措置など)	3月 東京・三菱銀行合併発表 8月 兵庫銀行(木津信組)(破綻) 9月 大和銀行NY支店で巨額損失事件発覚	
1996 (H8) 年	6月 住専処理法が国会通過 8月 預金保険法改正(平成13年3月まで預金の全額保護) 9月 整理回収銀行設立		11月 橋本首相、「日本版ビッグバン」構想発表
1997 (H9) 年	6月 改正日本銀行法、改正独占禁止法成立	4月 日産生命の破綻処理(業務停止命令) 10~11月 銀行・証券会社の連続破綻(拓銀、山一証券、三洋証券、徳陽フィ銀等)	
1998 (H10) 年	6月 金融監督庁発足 10月 金融再生関連4法成立 12月 金融再生委員会発足	3月 大手21行に公的資本注入(金融安定化法) 10月 金融再生法、早期健全化法の施行 長銀(特別公的管理) 12月 日債銀(特別公的管理)	3月 金融持株会社関連2法の施行 3月期 土地再評価法適用開始
1999 (H11) 年	3月 金融再生委員会、大手15行の経営健全化計画を承認、7兆4592億円の資本注入 4月 金融監督庁、「金融検査マニュアル」公表 住管機構・整理回収銀行合併、整理回収機構設立	3月 大手15行に公的資本注入(早期健全化法) 4~10月 第二地銀5行破綻 8月 DKB、富士、興銀が統合計画発表 9月 地銀・第二地銀4行に公的資本注入(以降、13/11月までの間に13行に注入) 10月 住友・さくら銀行、合併を発表 新潟中央銀行(破綻)	3月期 税効果会計の早期適用 11月 繰延税金資産にかかる監査実務指針 12月 民事再生法
2000 (H12) 年	7月 金融庁発足	3月 新生銀行発足	9月期 金融商品の時価会計導入(政策株への適用は13年9月期)
2001 (H13) 年	4月 政府・与党、緊急経済対策を決定(銀行の保有株式買い上げ機構創設、3年間で不良債権処理終了など) 6月 骨太の方針(不良債権処理状況の点検等) 10月 改革先行プログラム(主要行の特別検査等)	4月 金融庁、ソニー銀行・IYバンク銀行に銀行免許交付 5月 預金等全額保護の特例措置延長 9月 大和銀行とあさひ銀行、経営統合で基本合意と発表 12月 石川(破綻)	8月 財務会計基準機構発足 9月 私的整理ガイドライン
2002 (H14) 年	8月 金融庁、「証券市場の改革促進プログラム」公表 10月 金融庁、「金融再生プログラム」公表	3月 金融庁、承継銀行(ブリッジバンク)設立を決定(石川・中部銀行の受け皿に)中部(破綻)	1月 銀行等保有株式取得機構設立
2003 (H15) 年	7月 銀行等保有株式取得機構の機能拡充(8%拠出金の廃止)	4月 決済用預金全額保護の恒久措置開始 5月 りそな銀行に対する公的資本注入方針決定 11月 足利(特別危機管理)	4月 日本郵政公社発足 5月 産業再生機構、業務開始
2004 (H16) 年	12月 金融庁、「金融改革プログラム」公表	7月 UFJ・三菱東京FGの経営統合発表 8月 金融機能強化法の施行 10月 金融庁がUFJを検査忌避で刑事告発	3月期 固定資産の減損会計早期適用開始 4月 改正公認会計士法 施行 6月 証券取引法改正 11月 金融先物取引法改正

自己資本比率規制の概要

○ 国際統一基準(BIS基準)

[対象金融機関…海外営業拠点(海外支店又は海外現地法人)を有する金融機関]

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{基本的項目} + \text{補完的項目} - \text{控除項目}}{\text{リスク・アセット}} \geq 8\%$$

- (参考) 1. 基本的項目(Tier1)とは、資本勘定(資本金、法定準備金、剰余金等)の額をいう。
2. 補完的項目(Tier2)とは、①その他有価証券の評価差益(注)の45%、②不動産の再評価額の45%、③一般貸倒引当金(リスクアセットの1.25%が算入の上限)、④負債性資本調達手段(Upper Tier2としては永久劣後債等、LowerTier2としては期限付劣後ローン等)の合計額をいう。
(注)損益ネット後の値が正である場合。損益ネット後評価損が発生する場合は税効果調整後の全額をTier1より控除。
3. 但し、補完的項目の額は、基本的項目の額を限度として算入が可能。また、補完的項目におけるLowerTier2は、基本的項目の額の1/2を限度として算入が可能。
4. 控除項目とは銀行間における意図的な資本調達手段の保有に相当する額をいう。
5. リスク・アセットとは、資産の各項目にそれぞれのリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額をいう。
6. リスク・ウェイトの例
リスク・ウェイト0%…国債、地方債、現金等。 リスク・ウェイト10%…政府関係機関債等
リスク・ウェイト20%…金融機関向け債権 リスク・ウェイト50%…抵当権付住宅ローン
リスク・ウェイト100%…通常のローン

○ 国内基準

[対象金融機関…海外営業拠点のない金融機関]

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{基本的項目} + \text{補完的項目} - \text{控除項目}}{\text{リスク・アセット}} \geq 4\%$$

(参考) その他有価証券の評価差益(注)については、国際統一基準と異なり、補完的項目及びリスクアセットに算入しない。

(注) 損益ネット後の値が正である場合。損益ネット後評価損が発生する場合は国際統一基準と同様の取扱い。

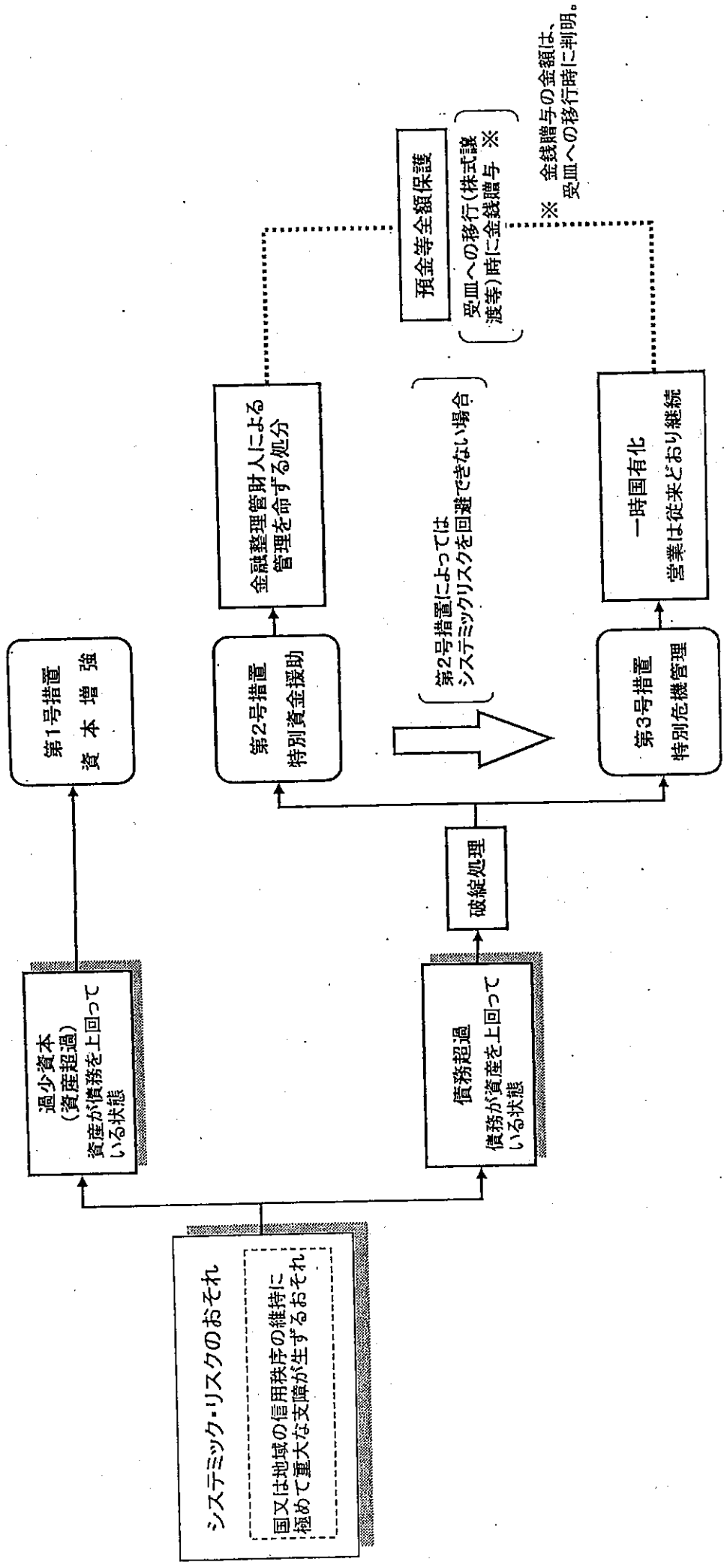
早期是正措置の概要

区分	自己資本比率		措置の概要
	国際統一基準	国内基準	
1	8% 未満	4% 未満	原則として資本の増強に係る措置を含む経営改善計画の提出及びその実行命令
2	4% 未満	2% 未満	資本増強計画の提出及び実行、配当又は役員賞与の禁止又は抑制、総資産の圧縮又は増加抑制、高金利預金の受入れの禁止又は抑制、営業所に置ける業務の縮小、営業所の廃止、子会社又は海外現法の業務の縮小、子会社又は海外現法の株式の処分等の命令
2の2	2% 未満	1% 未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令
3	0% 未満	0% 未満	<p>業務の一部又は全部の停止命令</p> <p>但し、以下の場合には第二区分の二以上の措置を講ずることができる。</p> <p>① 金融機関の含み益を加えた純資産価値が正の値である場合。</p> <p>② 含み益を加えた純資産価値が負の値であっても、i) それまでの経営改善計画や個別措置の実施状況と今後の実現可能性、ii) 業務収支率等収益率の状況、iii) 不良債権比率の状況、等を総合的に勘案の上、明らかに純資産価値が正の値となる見込みがある場合。</p> <p>なお、同区分に属さない金融機関であっても、含み損を加えた純資産価値が負の値である場合や、負となることが明らかに予想される場合は、業務停止命令を発出することがありうる。</p>

(注1) 全ての金融機関に対し、流動性不足等を原因とする業務停止命令（銀行法第26条第1項、第27条）を発出することがありうる。

(注2) 第2区分又は第3区分に該当する金融機関であっても、当該金融機関が合理的と認められる経営改善計画を策定し、同計画が比較的短期で確実に達成できると見込まれる場合は、当該金融機関の属する区分より上の区分の措置を講ずることができる。

預金保険法第102条の仕組み



りそなの経緯

- 15年5月17日 金融危機対応会議
資本増強の必要性の認定
- 5月30日 資本増強の申込み
経営健全化計画の提出
- 6月10日 資本増強の決定
経営健全化計画の公表
りそな銀行株主総会 [授権枠拡大等]
- 6月25日 りそな銀行株主総会
[減資、委員会等設置会社への移行、新経営陣等]
- 6月27日 りそなホールディングス株主総会
[減資、株式交換契約、授権枠拡大、委員会等設置会社への移行、新経営陣等]
- 6月30日 りそな銀行に対し1兆9,600億円を払い込み
- 7月1日 預金保険機構によるりそな銀行株式引受け
⇒預金保険機構が、りそな銀行の株主に
りそな銀行株主総会 [株式交換契約]
- 8月7日 りそなホールディングス・りそな銀行間で株式交換実施
⇒預金保険機構が、りそなホールディングスの株主に
- 10月10日 りそなの企業価値最大化に向けた財務改革及び
業績予想修正を公表
- 11月14日 新経営陣による見直し後の経営健全化計画公表
- 16年5月24日 平成15年度決算発表
[HD連結当期利益▲16,639億円、傘下5銀行(単体)合算当期利益▲16,927億円]
- 11月18日 新たな経営健全化計画公表
- 11月25日 平成16年度中間決算発表
[HD連結当期利益2,108億円、傘下5銀行(単体)合算当期利益2,049億円]

足利銀行の経緯

(平成 15 年)

- 11 月 29 日 足利銀行より債務超過となる旨の報告、破綻の申出
⇒金融危機対応会議開催、特別危機管理開始決定
- 12 月 1 日 特別危機管理開始決定を官報公告
⇒預金保険機構が足利銀行の全株式を取得
- 16 日 新頭取が就任
- 25 日 社外を含む新役員が就任、新経営陣発足

(平成 16 年)

- 2 月 6 日 「経営に関する計画」を策定・公表
- 13 日 業務監査委員会及び内部調査委員会を設置
- 6 月 4 日 産業再生機構による「旅館・ホテル業再生スキーム」の公表
- 11 日 「経営に関する計画」を策定・公表
⇒16 年 3 月期決算を踏まえた、収益計画を含む詳細な計画
- 28 日 定時株主総会
⇒委員会等設置会社へ移行
- 8 月 23 日 預金保険機構（整理回収機構）が、最初の不良債権の買取りを実施（簿価 約 360 億円、買取価格 約 51 億円）
- 10 月 8 日 「業務及び財産の状況等に関する報告」を作成・公表
（特別危機管理開始決定が行われる状況に至った経緯等を取りまとめ）
- 12 月 1 日 「経営に関する計画の履行状況」（16 年 9 月期）の公表

(平成 17 年)

- 2 月 4 日 旧経営陣に対する民事提訴

産業再生機構による支援決定

- H16. 6. 4 (株)ホテル四季彩
 - H16. 7. 21 栃木皮革(株) (村上グループの中核企業)
 - H16. 11. 26 関東自動車(株)グループ
 - H16. 12. 8 (株)あさやホテル、(株)金精、(有)田中屋
 - H17. 1. 18 鬼怒川グランドホテル(株)、(有)鬼怒川温泉山水閣
 - H17. 2. 3 (有)釜屋旅館、金谷ホテル観光(株)、(株)奥日光小西ホテル
- (注) 村上グループについては、産業再生機構と整理回収機構が連携して支援

金融機能の強化のための特別措置に関する法律について

【目的】 国の資本参加による金融機能の強化 ⇒ 地域経済の活性化、信用秩序の維持、国民経済の健全な発展

- デフレ経済の長期化
⇒ 地域経済の活性化が重要
貸出債権の不良債権化等
- 金融機関は、企業再生や不良債権問題への対応等のリスク対応のため、体力を高める必要

地域等における金融が十分な安心感をもって行なわれるよう、金融機関に国が資本参加

【申請：平成20年3月末まで】
下記の経営強化計画を提出し、右の基準を満たす金融機関

経営強化計画の内容

- ・ 収益性・効率性等の数値目標
- ・ 数値目標を達成するための方策
- ・ 責任ある経営体制の確立
- ・ 信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策
- ・ 【基準値未滿】経営責任及び株主責任の明確化
- ・ 【抜本的な組織再編成以外の場合】目標未達成の場合の経営責任(結果責任)
- ・ 株式等の引受等を求める額等
- ※ リスクをとって地域等で金融機能を発揮するために十分な自己資本を国の資本参加によって確保。
なお、協同組織中央金融機関を通じて資本参加スキームも整備。

【財源】

- 預金保険機構の借入金等に対処
- 所要の政府保証枠の確保(16年度予算：2兆円)

国の資本参加の基準(株式等の引受け等の決定の要件)

抜本的な組織再編成の場合

合併、営業の全部譲渡等の場合(当事者の一方は基準値以上の場合に限る)

収益性・効率性等の向上が見込まれること
収益性や効率性の相当程度の改善、不良債権の処理の進展が見込まれるか

計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること
計画の円滑かつ確実な実施がなされるよう、準備等が進められているか

地域における金融の円滑化が見込まれることその他地域経済の活性化のために適切なものであること

信用供与の円滑化のための方策
地域経済の活性化に資する方策
] について進捗が見込まれるか

公的資金の回収が困難でないこと(剰余金の積み上げの見通しや商品性等を勘案)

適切な資産査定がなされていること(会計監査人による監査等、検査による確認)

破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと

経営基盤の安定のために必要な措置が講じられていること
(申請前の事業再構築努力(組織再編成、リストアップ等(特に主要行については最大の資本の自力調達努力がなされているか))を勘案)

地域経済にとって存続が不可欠であること
【銀行】(基準値未滿の場合のみ)地域における役割及び資本の自力調達を勘案

【協同組織金融機関】会員及び中央機関等からの出資、地域密着度を勘案

※ 資本増強額が障壁除去に止まる場合には、組織再編成特措法と概ね同様の要件で資本参加

その他の場合

営業の一部譲渡や主要行と地域金融機関の合併等の場合、組織再編成を伴わない場合

預金保険機構による主な資金援助等の実施状況
(16年9月末現在)

1. 金銭贈与	18兆6,160億円
2. 破綻金融機関からの資産買取	6兆3,714億円
3. 資本増強	12兆3,869億円
金融機能安定化法*に基づくもの	1兆8,156億円
早期健全化法*に基づくもの	8兆6,053億円
預金保険法第107条第1項に基づくもの	1兆9,600億円
組織再編成促進特措法*に基づくもの	60億円

* 金融機能安定化法は、平成10年10月23日廃止。早期健全化法に基づく資本増強は14年3月末で申請終了。組織再編成促進特措法に基づく資本増強は平成16年7月末で終了。

(注) 上記のうち、破綻処理においてペイオフコストを超える金銭贈与のために手当てされた13兆円の交付国債の15年3月末までの償還額(使用額)累計10兆4,326億円*については、現段階で国民負担として確定している。(交付国債の償還は15年3月末で終了)

その他については、金融機関から徴収する保険料収入や買取資産からの回収、資本増強にあたり引き受けた優先株式等の処分等により返済が行われるもの。

* 金銭贈与額の精査に伴う減額等が生じた場合は、国庫に納付される。

公的資本増強行の経営健全化計画について

早期健全化法に基づく資本増強行は公的資本増強時に経営健全化計画を提出することとなっている（早期健全化法第5条第1項）。

この経営健全化計画のフォローアップについては、早期健全化法第5条第4項に基づき、各決算期毎に、履行状況報告を公表することによりパブリックプレッシャーの下で金融機関の自己規制を促すことを基本としつつ、必要に応じ、銀行法等に基づく報告徴求や業務改善命令の発動を含め、経営健全化計画の履行を確保するために監督上の措置を講じ、さらに著しい過少資本等の状態に至った場合には転換権の行使を検討することとされている。

この方針に基づき、

- (1) 15年3月期については、当期利益の実績値が、積極的な不良債権処理を考慮しても、なお計画値に比べ大きく乖離している15行・社に、経営健全化計画の履行を確保するために平成15年8月1日に業務改善命令を発出。
- (2) 16年3月期については、15年8月の業務改善命令を受けているUFJ・熊本ファミリー、15年8月の業務改善命令を受けていない九州親和ホールディングスの計3行・社において、当期利益の実績値が計画値に比べ大きく乖離。このうち、UFJに対して16年6月18日に、九州親和及び熊本ファミリーに対して16年7月16日に、経営健全化計画の履行を確保するために業務改善命令を発出。

業務改善命令発出先は業務改善計画を織り込んだ新しい経営健全化計画を策定・公表しており、

- (1) 15年度については、業務改善命令を受けた15行・社が15年9月19日に、見直し後の経営健全化計画を公表。
- (2) 16年度については、九州親和・熊本ファミリーが16年8月31日に、UFJが16年9月24日に見直し後の経営健全化計画を公表。

金融再生プログラム

— 主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生 —

平成 14 年 10 月 30 日

○ 主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生

○ 「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進 ← 雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施

《1. 新しい金融システムの枠組み》

- (1) 安心できる金融システムの構築
 - 国民のための金融行政
 - 決済機能の安定確保
 - モニタリング体制の整備
- (2) 中小企業貸出に対する十分な配慮
 - 中小企業貸出に関する担い手の拡充
 - 中小企業再生をサポートする仕組みの整備
 - 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出
 - 貸し渋り・貸し剥がし検査の確保
 - 貸し渋り・貸し剥がしホットラインの設置
- (3) 平成 16 年度に向けた不良債権問題の終結
 - 政府と日銀が一体となった支援体制の整備
 - 「特別支援金融機関」における経営改革
 - 新しい公的資金制度の創設

《2. 新しい企業再生の枠組み》

- (1) 「特別支援」を介した企業再生
 - 貸出債権のオフバランス化推進
 - 時価の参考情報としての自己査定を活用
 - DIPファイナンスへの保証制度
- (2) RCCの一層の活用と企業再生
 - 企業再生機能の強化
 - 企業再生ファンド等との連携強化
 - 貸出債権取引市場の創設
 - 証券化機能の拡充
- (3) 企業再生のための環境整備
 - 企業再生に資する支援環境の整備
 - 過剰供給問題等への対応
 - 早期事業再生ガイドラインの策定
 - 株式の価格変動リスクへの対処
 - 一層の金融緩和の期待
- (4) 企業と産業の再生のための新たな仕組み

《3. 新しい金融行政の枠組み》

- (1) 資産査定 of 厳格化
 - 資産査定に関する基準の見直し
 - 引当に関するDCF的手法の採用
 - 引当金算定における期間の見直し
 - 再建計画や担保評価の厳正な検証等
 - 特別検査の再実施
 - 自己査定と金融庁検査の格差公表
 - 自己査定は是正不備に対する行政処分の強化
 - 財務諸表の正確性に関する経営者による宣言
- (2) 自己資本の充実
 - 自己資本を強化するための税制改正
 - 繰延税金資産の合理性の確認
 - 自己資本比率に関する外部監査の導入等
- (3) ガバナンスの強化
 - 優先株の普通株への転換
 - 健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出
 - 早期是正措置の厳格化
 - 「早期警戒制度」の活用等

— 速やかに実施（平成14年11月29日に作業工程表を公表） —

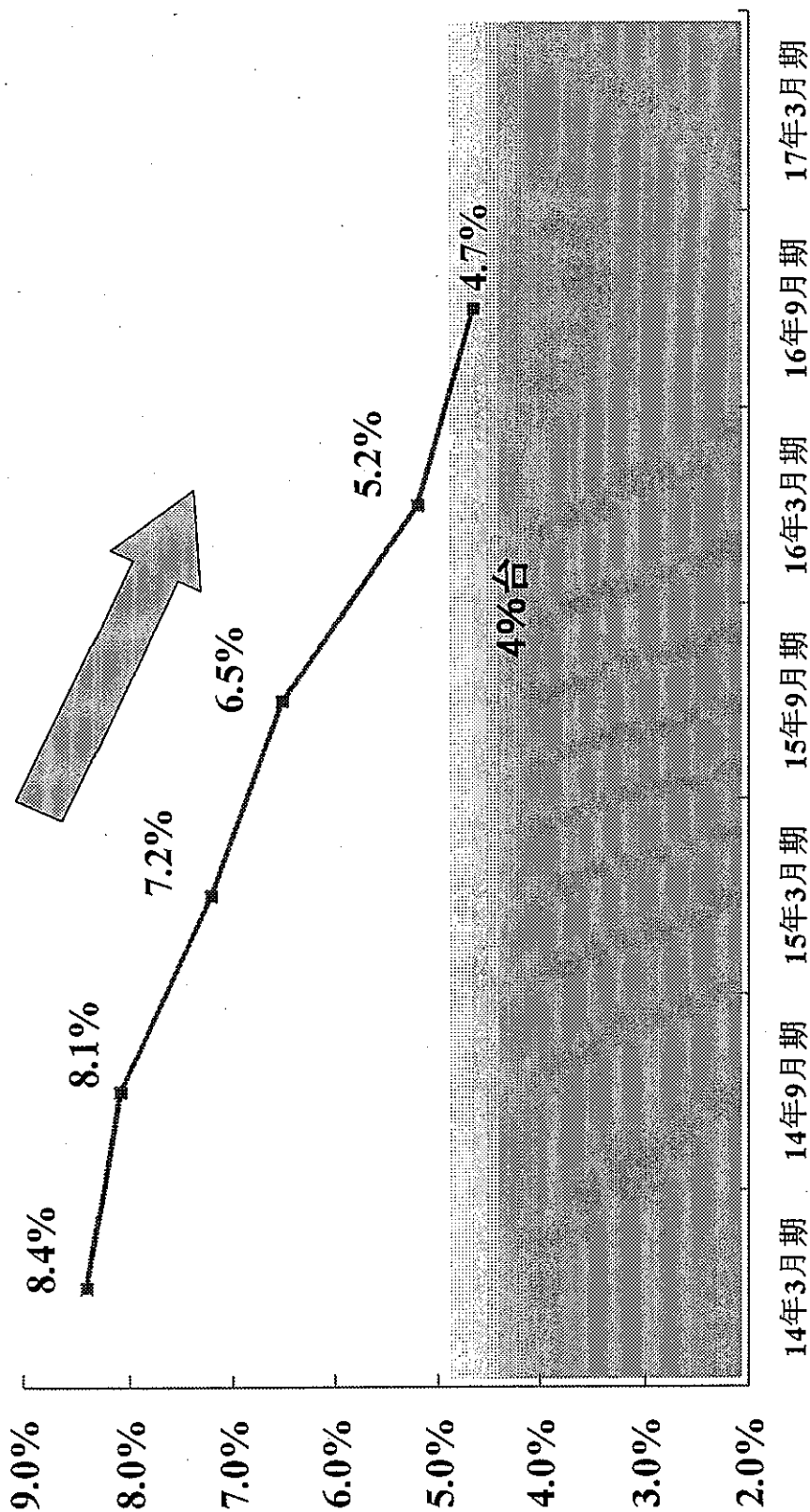
※ 中小・地域金融機関の不良債権処理については、平成 14 年度内を目途にアクションプログラムを策定

〔基本的考え方〕

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を実現

⇨ ◎ 平成 16 年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化
◎ 構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す

不良債権比率の推移(主要行)



○金融再生プログラム

「平成16年度には、主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る」

○骨太2004

「金融分野においては、平成16年度末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させる」

*計数は金融再生法開示債権ベース。

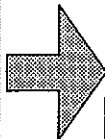
リレーショナルシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(基本的考え方)

一 中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性(サステナビリティ)の確保

金融再生プログラム(14年10月30日公表)

「中小・地域金融機関(※)の不良債権処理については、主要行とは異なる特性を有するリレーショナルシップバンキングのあり方を多面的な尺度から検討した上で、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定する」

(※) 地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合

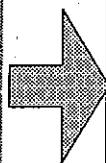


※「リレーショナルシップバンキング」＝長期継続する関係の中から、借り手企業の経営者の資質や事業の将来性等についての情報を得て、融資を実行するビジネスモデル

金融審議会・金融分科会・第二部会報告『リレーショナルシップバンキングの機能強化に向けて』(15年3月27日公表)

《中小・地域金融機関の不良債権の特性を踏まえた処理の推進》

- 地域の中小企業とのリスクの共同管理やコストの共同負担を通じて、借り手と貸し手双方の健全性を確保し、リレーショナルシップバンキングの持続可能性(サステナビリティ)を保持していくことが基本
- 不良債権処理は、地域経済に与える影響を念頭に置きつつ、貸し手、借り手双方が十分に納得のいく形で進められる必要
- 適切な償却・引当により金融機関の健全性を確保しつつ、一定期間内に不良債権処理の体制整備を含むリレーショナルシップバンキングの機能強化に向けた具体策を実施することを基本に据えることが適当。具体的には、平成16年度までの2年間で地域金融に関する「集中改善期間」とした上で、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取り組みを進めることによつて、不良債権問題も解決していくことが適当



アクションプログラム

平成15～16年度の2年間(「集中改善期間」)に、リレーショナルシップバンキングの機能強化を確実に図る

《I. 中小企業金融再生に向けた取り組み》

1. 創業・新事業支援機能等の強化
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
3. 早期事業再生に向けた積極的取り組み
4. 新しい中小企業金融への取り組みの強化
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化
6. 進捗状況の公表(各金融機関・業界で半期ごとに公表)

《II. 健全性確保、収益性向上等に向けた取り組み》

1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上
3. ガバナンスの強化
4. 地域貢献に関する情報開示等
5. 法令等遵守(コンプライアンス)
6. 地域の金融システムの安定性確保
7. 監督、検査体制

⇒ 各金融機関は本年8月末までに「リレーショナルシップバンキングの機能強化計画」を提出。半期ごとに実施状況を当局がフォローアップ、取りまとめ公表

※主要行と同様のオフバランス化手法を取ることの困難性(上記金融審議会第二部会報告より)

- ① 地域の中小企業には、抜本的な企業再生手法の選択度、担保処分の流動性、人材等の利用可能性が限定的。また、小規模事業者の場合、生活と経営が一体的で処理自体が困難
- ② 中小・地域金融機関は経営改善指導や企業再生に関するノウハウが十分でなく、体制も未整備。無理な処理を強いると、本来再生可能な中小企業まで廃業・清算に追い込まれる恐れ
- ③ 雇用の円滑な流動化や人材活用等の環境整備がなされないままに急速な処理を進めた場合、失業の急増を招くなど、地域経済に重大な影響を与えかねない

リレーショナルシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(概要)

一中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性(サステナビリティ)の確保一

平成15～16年度の2年間(「集中改善期間」)に、リレーショナルシップバンキングの機能強化を確実に図る

⇒各金融機関は本年8月末までに「リレーショナルシップバンキングの機能強化計画」を提出。半期ごとに実施状況を当局がフォローアップ、取りまとめ公表

《Ⅰ. 中小企業金融再生に向けた取組み》

1. 創業・新事業支援機能等の強化
 - 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材育成(「目利き研修」の実施)
 - 産学官ネットワークの構築・活用、「産業クラスターサポーター金融会議」の立上げ
 - ベンチャー企業向け業務に関する政府系金融機関等との連携強化
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
 - 経営情報やビジネスマッチング情報を提供する仕組みの整備
 - 要留意先債権等の健全価値化等への取組みの一層の強化及び実績の公表
 - 中小企業支援スキル向上のための研修プログラムの集中的実施
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み
 - 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成
 - デット・エクイティスワップ、DIPファイナンス等の積極的活用
 - RCCの「中小企業再生型信託スキーム」等の積極的活用
 - 産業再生機構の活用
 - 中小企業再生支援協議会の機能の積極的な活用
 - 企業再生支援に関する人材育成のための研修プログラムの集中的実施

4. 新しい中小企業金融への取組みの強化

- キャッシュフローを重視し、担保・保証(特に第三者保証)に過度に依存しない新たな中小企業金融に向けた取組みの促進。研究会を設置し、モデル取引事例に関する基本的考え方を作成・公表(デット・エクイティスワップ、財務制限条項等)
- 証券化等に関する積極的な取組み
- 信用リスクデータベースの整備・充実とその活用(審査の高度化、適正な貸出金利の設定、ポートフォリオの適正化等)

5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化

- 債務者への重要事項(貸付・保証契約内容等)の説明態勢に関する監督のあり方の明確化
- 都道府県ごとに「地域金融円滑化会議」を新たに設置

6. 進捗状況の公表

- 上記施策の進捗状況について、半期ごとに金融機関・業界が公表

《Ⅱ. 健全性確保、収益性向上等に向けた取組み》

1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化
 - 適切な自己査定及び償却・引当の実施
 - 担保評価方法の合理性等に関する厳正な検証
 - 早期警戒制度に大口与信等に係る「信用リスク改善措置」を導入
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上
 - 収益管理態勢の整備
 - リスクに見合った金利設定を行っていくための体制整備
3. ガバナンスの強化
 - 株式会社非公開銀行の開示体制の整備
 - 協同組織金融機関に関するガバナンスの向上
 - マネジメントの質に関するモニタリング体制の強化
4. 地域貢献に関する情報開示等
 - 地域貢献に関する各金融機関のディスクロージャー
 - 当局による利用者への財務情報提供の充実
5. 法令等遵守(コンプライアンス)
 - コンプライアンス態勢について監督上の措置を厳正運用
6. 地域の金融システムの安定性確保
 - システムリスクに対して、「特別支援」の枠組みの即時適用
 - 協同組織中央機関における資本増強制度の活用等
 - 公的資本増強の監督等に関する運用ガイドラインの整備
7. 監督、検査体制
 - 多面的な評価に基づく総合的な監督体系の確立(「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の策定)
 - 検査マニュアル別冊(中小企業融資編)の周知徹底及び改訂

リレーションシップバンキングの機能強化計画の進捗状況 (15年度～16年度上半期)の概要

《金融機関の取組み実績》

中小企業金融円滑化に向けた取組みの強化・拡充が図られてきており、総じて、地域密着型金融の機能強化に向けた取組みは以下のとおり着実に進捗

1. 地域銀行の経営改善支援により、支援を行った債務者（正常先を除く）の約2割（約7,300先）が業績改善。また、経営情報やビジネスマスマッチング情報を提供する取組みについても、着実に推進

2. 約8割の地域金融機関が担保・保証に過度に依存しない融資を推進。その中で、スコアリングモデル（信用格付けモデル）を活用した融資が幅広く普及

	15年度(通期)	16年度上半期まで(1年半)
・スコアリングモデルを活用した商品	13.2万件	22.2万件
・財務制限条項を活用した商品	1.82億円	2.0兆円
※ 上記実績については地域金融機関（地銀（埼玉りそな銀行を含む）、第二地銀、信金、信組）ベース（以下同じ）	4.82億円	3.3千件
	1.0兆円	1,089億円

3. デット・エクイティ・スワップ（債務の株式化）、デット・デット・スワップ（債務の劣後ローン化）等の手法や企業再生ファンドを活用した企業再生についても着実に増加

	15年度(通期)	16年度上半期まで(1年半)
・デット・エクイティ・スワップ	29件	39件
・デット・デット・スワップ	6件	19件
・企業再生ファンドの組成・出資実施金融機関、出資額	39機関 100億円	75機関 158億円

《金融機関の取組みについての評価及び今後の課題》

1. 地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、今後とも地域の中小企業金融の円滑等のために、その機能強化に向けた取組みを推進していくことが必要。また、事業再生の分野など、取組みの効果が顕在化するまでには一定の時間を要する取組みが少なくなることから、今後ともこうした取組みを継続していく必要

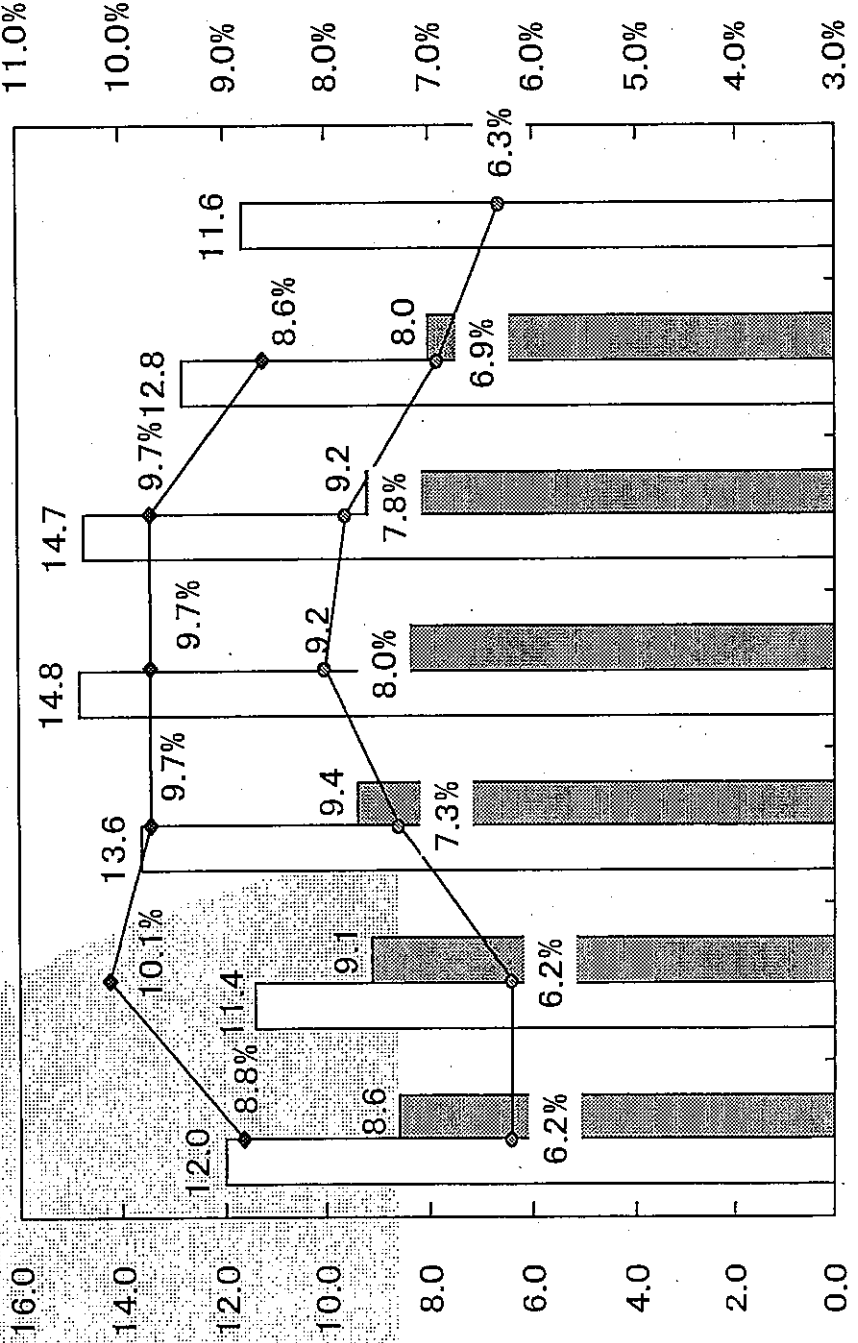
2. 今後の課題は、①地域の特性等を踏まえた「選択と集中」による個性ある地域密着型金融の推進、②事業再生等における実効性ある取組みと具体的成果の早期実現、③収益性向上・健全性確保に結実させる取組みの推進

地域金融機関の不良債権動向

【目標】平成16年度までに、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の
取組みを進めることにより不良債権問題も解決していく。

（「リレー・アクション・バンクングの機能強化に関するアクションプログラム」
平成15年3月28日公表）

11.0% (単位:兆円/%)



※ 16年9月期は暫定集計値
(協同組織金融機関については、
未集計)

11年3月 12年3月 13年3月 14年3月 15年3月 16年3月 16年9月*

預金保険基準額(保険金支払限度額)の推移

預金保険制度発足 (昭和46年4月)～	元本100万円まで ↓	
昭和49年6月～	元本300万円まで ↓	
昭和61年7月～	元本1,000万円まで ↓	
平成8年6月～	預金等全額保護の特例措置 (平成13年3月末までの特例であったが、平成11年12月の金融審議会及び与党合意を経て、1年間の延長(流動性預金については2年間の延長を決定))	
平成14年4月～	↓ 〔その他預金等 ^(注1) 〕 元本1,000万円までとその利息 ↓	↓ 〔特定預金 ^(注2) 〕 全額保護 ↓
平成15年4月～	〔一般預金等 ^(注3) 〕 元本1,000万円までとその利息	〔決済用預金 ^(注4) 〕 全額保護 (平成17年3月末までは特定預金を決済用預金とみなして全額保護)

(注1) 定期預金、定期積金、ビッグ、ワイド 等

(注2) 当座預金、定期積金、別段預金

(注3) 決済用預金以外の預金等

(注4) 「無利息、要求払い、決済サービスを提供できるということ」という3要件を満たす預金

預金保険法改正による預金等保護範囲の変化

平成14年改正

	平成15年3月まで	平成15年4月 ～17年3月まで	平成17年4月～
別段預金			全額保護 (決済用預金と決済債務) 一般預金等
当座預金	全額保護 (特定預金)	全額保護 (決済用預金)	全額保護 (決済用預金)
普通預金			全額保護 (決済用預金) 一般預金等 (利息が付くもの)
定期預金等	その他預金等	一般預金等	一般預金等
仮受金等			全額保護 (決済債務)

(注1) 平成15年3月までは特定預金を全額保護、その他預金等は合算して元本1,000万円までとその利息が保護される。

(注2) 平成15年4月以降は決済用預金及び仕掛り中の決済資金を全額保護。一般預金等は合算して元本1,000万円までとその利息が保護される。

(注3) 平成15年4月から17年3月までは特定預金であって決済用預金に該当しないものについては、決済用預金とみなされ全額保護される(法附則第6条の2の3)。

『決済用預金』及び「決済債務」(仕掛り中の決済資金)にあたるものは全額保護

『決済用預金』とは

以下の全ての要件を満たす預金
(法第51条の2)

- ・ 要求払い
- ・ 決済サービスを提供できること
- ・ 金利ゼロ

『決済債務』とは

別段預金や仮受金勘定等で経理している資金であって、以下の要件を満たす取引に係るもの
(法第69条の2、令第14条の2、令第14条の4)

- ・ 為替取引
- ・ 小切手等について手形交換所における提示に基づく取引
- ・ 金融機関が自己宛に振り出した小切手に係る取引

決済用預金（当座預金以外）の導入に向けた各金融機関の準備等の状況（平成17年1月現在）

①対象金融機関	②導入済 (割合)	③検討中又は準備中 (割合)	④合計 (②+③) (割合)
銀行 (132行)	93	33	126
	70.5%	25.0%	95.5%
信用金庫 (301金庫)	282	19	301
	93.7%	6.3%	100.0%
信用組合 (179組合)	94	74	168
	52.5%	41.3%	93.9%
労働金庫 (13金庫)	0	13	13
	0.0%	100.0%	100.0%
合計 (625)	469	139	608
	75.0%	22.3%	97.3%

（上段 金融機関数、下段 対象金融機関数①に占める割合）

※ 銀行132行は、主要行13行、地方銀行65行、第二地方銀行48行、新たな形態の銀行6行の合計

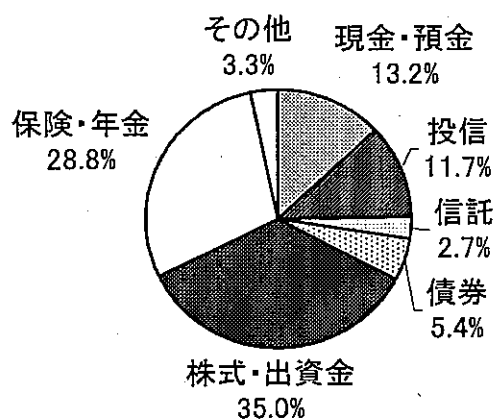
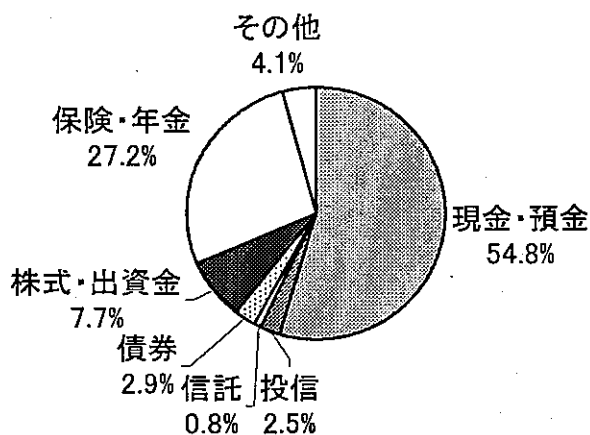
日米における直間比率の比較(2004年9月末)

家計等の金融資産

2004年9月末

日本(1,458兆円)

米国(35.3兆ドル)

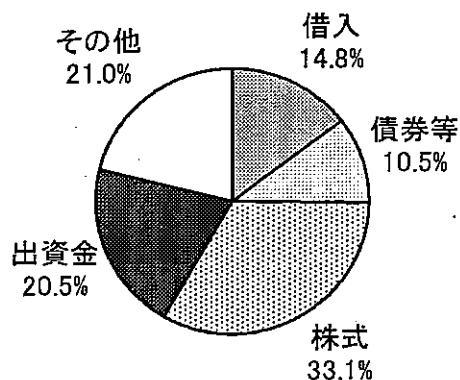
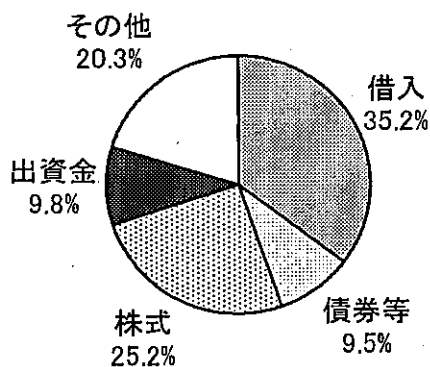


非金融法人の資金調達

2004年9月末

日本(1,210兆円)

米国(合計30.3兆ドル)



- (注) 1. 日本の「家計」の金融資産には、米国との比較のため、「対家計民間非営利団体」の金融資産を含めている。
 2. 日本の個人企業は家計に含まれ、非金融法人企業には含まれない。
 3. 非金融法人企業には、公的企業は含まれない。
 4. 株式には価格変動分を含む。

(資料) 日本銀行ホームページ「資金循環統計/金融資産・負債残高表」
 FRB (Flow of Funds Accounts of the United States)

証券市場改革の推移



金融システム改革 (平9～平10)

基本的理念
 > 漸進的規制緩和
 ⇒ 法本的市場改革
 > 競争的環境の整備
 > 自己責任原則の徹底
 ⇒ 市場原理の徹底

(～平8)

適債基準の撤廃 (昭58～平8)

委託手数料引下げ・部分自由化 (昭60～平6)

インサイダー取引規制 (平成元年)

損失補填、取引一任勘定取引の禁止 (平成3年)

証券取引等監視委員会の設置 (平成4年)

銀証相互参入 (平4～平8)

市場

- 取引所集中義務の撤廃、未上場株等の取扱解禁
- 証券法上の行為規制違反の罰則強化
- 連結財務諸表の見直し、時価会計の導入

市場仲介者

- 委託手数料の完全自由化
- 証券会社の免許制から登録制への転換
- 銀証子会社完全参入等

投資対象

- 店頭デリバティブ、株券オペシヨンの解禁
- 私募投信、会社型投信の導入
- 証券総合口座の導入等

金融インフラ3法及び証券決済システム改革 (平11～平13)

- ① 金融商品販売法 (顧客への説明義務、立証責任の転換等)
- ② SPC法、投信法改正 (資産流動化スキーム、資産運用スキームの拡充)
- ③ 証取法、金先法改正 (取引所等の株式会社化、開示制度の電子化)

証券決済システム改革

- 第1弾(平成13年)
 - ① 短期社債振替法 (CPのペーパーレス化)
 - ② 保振法 (振替機関の株式会社化)

与党三党証券市場活性化対策 (平13.2)

- ① 金庫株解禁
- ② ETF導入
- ③ 長期保有株式の譲渡益課税の軽減

証券市場構造改革プログラム (平13.8)

- 個人投資家の参入を促進する観点から、以下の4点について、当面の課題を着実に実施。
- ① 信頼向上のためのインフラの整備
- ② 親しみやすい投資信託の実現
- ③ リスククキヤピタル供給のための税制改革
- ④ 投資家教育

証券市場改革促進プログラム (平14.8)

証券市場を幅広い投資家の参加する真に厚みのあるものとし、市場機能を中核とした我が国金融システムの中心を担うものとしていくため、以下の3点について、包括的な取り組みを迅速に実施。

- ① 誰もが投資しやすい市場の整備～多様な投資家の幅広い市場参加の促進～
 - ・証券仲介業制度の創設
 - ・証券税制の大幅な軽減・簡素化
- ② 投資家の信頼が得られる市場の確立～市場の公正性・透明性の確保～
 - ・証券取引等監視委員会の体制・機能の強化
 - ・公認会計士監査の充実・強化
- ③ 効率的で競争力のある市場の構築～市場の安定性・効率性の向上～
 - ・取引所市場、店頭市場、私募債 市場のルール整備

証券取引法等の一部改正 (平成16年)

(第159回国会法案提出) 金融資本市場の基盤整備を更に進める観点から、以下の措置を実施。

- ① 銀行等による株式等(株式、社債、外国債等)の売買の証券会社への取次業務(証券仲介業務)の解禁
- ② 市場監視機能・体制の強化(課徴金制度の導入、証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大)
- ③ デイスクロージャーの合理化(目論見書(説明資料)の合理化等)
- ④ 組合理型ファンド(投資事業有限責任組合等)への投資家保護範囲の拡大
- ⑤ 証券会社による顧客の注文の執行にあたり最良執行義務を導入等

第3弾(平成16年)

- ・株式等のペーパーレス化 (第159回国会法案提出)

第2弾(平成14年)

- 「証券決済システム改革法」
 - ・社債・国債等のペーパーレス化

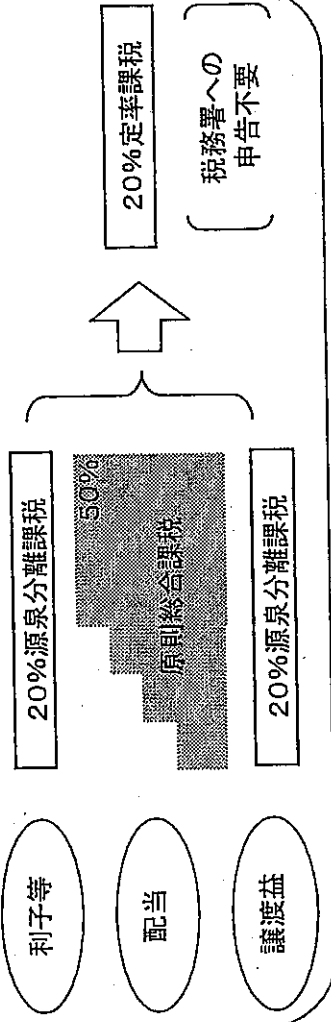
平成15年度・16年度改正による金融・証券税制の大幅な軽減・簡素化

将来の「課税の一体化」に向けた措置

当面の優遇措置

預貯金並みの手軽さで株式投資ができる税制

○ 上場株式等の配当課税の軽減・簡素化【15年度改正】



○ 上場株式等の譲渡益課税(特定口座の改善・簡素化)【15年度改正】

- ・ 「みなし源泉分離」から「実額源泉分離」へ
- ・ 税務署への申告不要

○ 公募株式投資信託の課税

- 【15年度改正】
- ・ 収益分配金・譲渡益を株式並み課税に
 - ・ 償還(解約)損と株式譲渡益の通算を可能に
- 【16年度改正案】(上場株式並み課税化)
- ・ 譲渡益に対する税率を20%改正前:26%)に
 - ・ 特定口座における管理を可能に
 - ・ 損失の繰越しを可能に

○ 非上場株式の譲渡益課税の軽減

- 【16年度改正案】
- ・ 譲渡益に対する課税を20%(改正前:26%)に

- 【15年度改正】
- 上場株式等の配当
 - 公募株式投資信託の収益分配金
 - 上場株式等の譲渡益

- 【16年度改正案】
- 公募株式投資信託の譲渡益

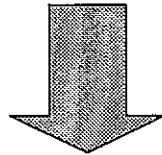
当面の優遇税率
10%

(出典:政府税制調査会資料)

銀行等による証券仲介業務の解禁

〔証券仲介業〕

証券会社等と顧客との間に入り、証券取引を仲介する営業
一般事業会社、個人に対し、平成16年4月に導入



同様の業務を銀行、協同組織金融機関、保険会社などへ
平成16年12月から解禁

○株式、社債、外国債、特殊法人債、優先出資証券等の売買の取次が可能に

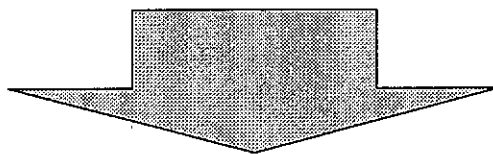
利益相反の可能性などが指摘されていることから内部管理体制が整備されているかどうかなどについて、適切な弊害防止措置を講じることとする。

〔メリット〕

- ①顧客のワンストップ・ショッピングのニーズに応え、利便性を向上
- ②投資経験のない銀行顧客層の市場参加を促し、新たな裾野の拡大
- ③特に証券会社の店舗が少ない地域におけるアクセスの改善

H16年3月末の店舗数：証券会社 2,040店

銀行等 22,202店 注)都長信銀、地銀、第二地銀、信金、信組



多様な投資家の幅広い市場参加の促進

課徴金制度の概要

現行証券法：不公正取引・開示義務違反について刑事罰を中心とした実効性確保(エフォース)体系

刑事罰には、謙抑性・補充性の原則（刑事罰は重大な結果を伴うことから、人権保障等の観点から、刑事罰を用いなくても他の手段で法目的を達成することができる場合は、刑事罰の発動は控えるべきという考え方）が存在。

規制の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たに行政上の措置として金銭的な負担を課する制度（いわゆる“課徴金”）を導入（16年6月証券取引法改正、17年4月施行）

個人投資家も含め、誰もが安心して参加できる証券市場へ

制度の概要

1. 対象とする違反行為

- ① 不公正取引（インサイダー取引、相場操縦、風説の流布等）
- ② 有価証券届出書の虚偽記載（新規発行時の届出時）

2. 金額水準

違反者の不当な経済的利得を基準として法定。

（注）インサイダー取引等については、「重要事実公表後の株式等の価額」から「重要事実公表前に購入した株式等の価額」を控除する方法等により算出。

有価証券届出書の虚偽記載については、過去に決算発表を行なった会社の重要事実の発表の有無による株価変動率の差異のデータを踏まえ、募集・売出し金額の一定割合（債券は1%、株式は2%）を法定。

3. 課徴金賦課手続

証券取引等監視委員会で調査・勧告。内閣総理大臣（金融庁長官に委任）が課徴金命令を発出。

信託業法の概要

現行制度

- 1 信託業法において受託可能財産を列挙
- 2 現在、信託業の担い手は金融機関

1 受託可能財産の範囲の拡大

- 財産権一般を受託可能化

2 信託業の担い手の拡大

◎ 基本的考え方

金融機関以外の参入を可能にするとともに、これに伴い受益者保護等のための所要のルールを整備

◎ 主なルール整備

○ 参入基準

・ 信託会社の業務内容に応じ区分：

i) 一般の信託会社（免許制）

ii) 管理型信託会社（登録制・3年毎の更新）

（注）グループ企業内の信託は届出のみで可

・ 参入基準の内容：

- 最低資本金

- 人的構成 等

○ 組織形態

・ 株式会社が基本

・ TLO (Technology Licensing Organization) については、株式会社以外も可

○ 行為規制等

・ 営業保証金の供託

・ 説明義務及び不当勧誘の禁止

・ 業務の第三者委託に関するルール整備

・ 兼業制限

・ 監督規制

・ 受託者責任（善管注意義務、忠実義務、分別管理義務） 等

○ ディスクロージャー

・ 市場への情報開示

・ 受益者に対する信託財産についての情報開示

3 信託サービスの利用者の窓口の拡大

○ 信託契約代理店制度の創設

・ 信託契約の締結の代理又は媒介

・ 説明義務及び不当勧誘の禁止

・ 登録制（法人・個人とも可）

・ 所属信託会社による損害賠償責任

○ 信託受益権販売業者制度の創設

・ 信託受益権の販売又はその代理・媒介

・ 説明義務及び不当勧誘の禁止

・ 登録制（法人・個人とも可、3年毎の更新）

・ 営業保証金の供託

4 その他

・ 外国の信託会社が免許・登録を受けて国内の支店で信託業を営める制度を整備

・ その他関係法律を整備

・ 施行日：平成16年12月30日

金融先物取引法の一部を改正する法律案の概要

外国為替証拠金取引に基づく被害の拡大を防止する観点から、外国為替証拠金取引やこれに類似する取引を取り扱う業者を「金融先物取引業者」の定義に含め規制対象とするとともに、取引を行う顧客を保護するために必要な規制の整備を行うことを目的として、以下の措置について法案を提出。

○ 外国為替証拠金取引業者等について登録制を導入

- ・ 現在、取引所取引の受託等に限定されている「金融先物取引業」の範囲を拡大(注)することにより、外国為替証拠金取引等を取り扱う業者も「金融先物取引業者」として規制の対象に含める。
(注) 一般顧客（金融先物取引に関する専門的知識・経験のない者）を相手方として行う店頭金融先物取引やその媒介等を「金融先物取引業」と定義。
- ・ あわせて、金融先物取引業の許可制を登録制に変更し、業者の財務上の健全性や業者及び主要株主の適格性等を確保する観点から、登録拒否要件を明確化。

○ 業者に対する規制の整備

- ・ 投資資金以上の金額について取引が行われることや、多額の損失が生じるおそれがあることについて、取引開始前の段階で顧客に示すことを義務付け（広告においても明示することとする）
- ・ トラブル防止のため、一般顧客が希望しない限り、電話や訪問による勧誘を禁止（主要国でも類似の規制）するなど、勧誘規制を整備
- ・ 最低資本金制度を導入するとともに、業者がリスクに見合った自己資本を有していることを確認するため、自己資本規制比率の算出を義務付け
- ・ その他、定期的な情報開示義務、外務員制度等について規定

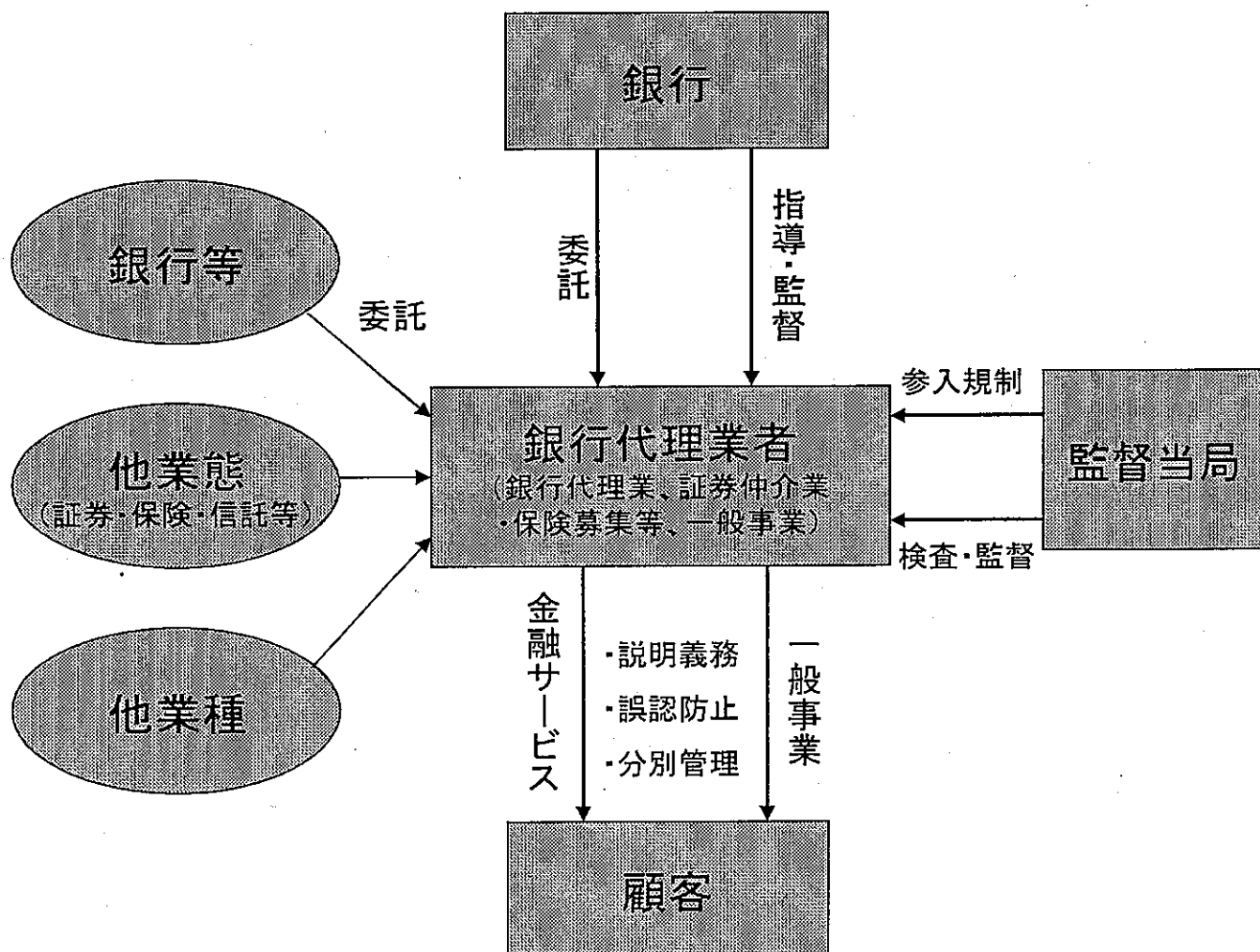
銀行法等の一部を改正する法律案

金融資本市場の構造改革を促進するため、金融サービスを提供するチャネル機能として柔軟に活用でき、新たなビジネスモデルに資するよう銀行等の代理店制度について、所要の制度整備等を行う。

銀行代理店制度について、出資規制の撤廃等を行うとともに、預金者保護等の観点から、銀行の業務の代理又は媒介を行う者について銀行代理業制度(仮称)を設け、分別管理、誤認防止等の必要な措置を講じるなど所要の制度整備を行う。

(注1)平成16年3月19日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、「銀行代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係規制等制度の見直しを行うこととし、平成16年度中に検討を行い、措置する。」とされたことを踏まえて行うもの。

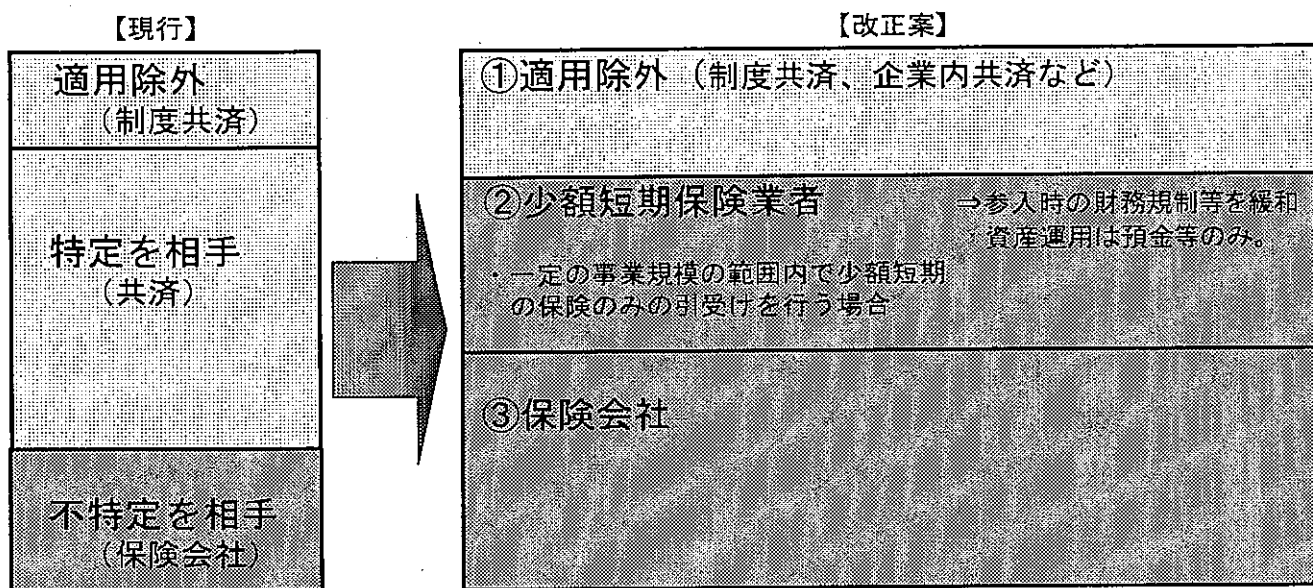
(注2)信金等の協同組織金融機関の代理店制度についても同様の制度整備を行う。



保険業法等の一部を改正する法律案(仮称)

根拠法のない共済の契約者保護ルールの導入

- ① 保険業法の適用範囲を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業について、原則として、保険業法の規定を適用。
- ② 一定の事業規模の範囲内で少額短期の保険のみの引受けを行う場合、最低資本金等を緩和。資産運用は預金等のみ。



(注1) 既存の事業者について十分な経過措置。

(注2) 新たな規制の枠組みの下で更なる実態把握を行い、保険業法の適用のあり方について幅広く検討し、施行後5年を目途に見直す。

セーフティネットの見直し

- 自動車保険・火災保険等について、破綻処理期間中に保険契約の解約、他の保険会社への乗換えを促進するための規定の整備等を行う

「銀行等による保険販売規制の見直しについて」
(平成16年3月31日 金融審議会第二部会報告)のポイント

○ これまでの経緯

- ① 13年4月 住宅ローン関連信用生命保険・長期火災保険・債務返済支援保険、海外旅行傷害保険
- ② 14年10月 個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険

○ メリットについての意見

- ① 保険商品の選択肢や商品に関する情報が増加し、利用者利便が向上。
- ② 販売システムの効率化による保険料の低廉化と、保険市場の拡大への期待。
- ③ 利用者のニーズに適合する商品開発の促進と、市場の発展への期待。
- ④ 販売できる商品を一部に限ると、保険市場全体の商品構成を歪めるおそれ。
- ⑤ 変化に対応したビジネスモデルの構築の観点からも、販売チャネルの多様化が必要。

○ 懸念される弊害（デメリット）についての意見

- ① 銀行等は融資先に対して強い影響力を有しており、圧力販売が行われるおそれ。
- ② 保障性の高い商品を販売する過程で入手する健康情報が、融資判断に流用されるおそれ。
- ③ 不当に加入しようとする者の第一次選択や、アフターケア等が十分に行われないおそれ。
- ④ 引受保険会社のリスク管理能力を超えた販売や、保険会社の支配・系列化のおそれ。
- ⑤ 現下の状況では、銀行等は本来の業務に徹すべきではないか。
- ⑥ 新たな販売チャネルが既存の販売チャネルに与える影響についても、考慮する必要。

○ 考えられる弊害防止措置

- ① 銀行等の融資者としての影響力に基づく圧力販売や、銀行等が入手する健康情報の融資判断への流用についての懸念を踏まえ、「圧力販売につながるような融資先に対する保険販売を禁止」することが適当。
- ② 保険商品の販売で得た健康情報は、融資判断への流用防止のため、厳格に管理。その他の情報についても、適切に管理。
- ③ 銀行等の保険販売による保険会社等への影響については、「圧力販売につながるような融資先に対する保険販売の禁止」により相当程度緩和。保険会社が特定の銀行等に保険販売を過度に依存すること等について、何らかの対応が必要かどうか実務面も踏まえ検討。
- ④ 銀行等にコンプライアンス責任者を設置する等、適切な措置を講ずる必要。

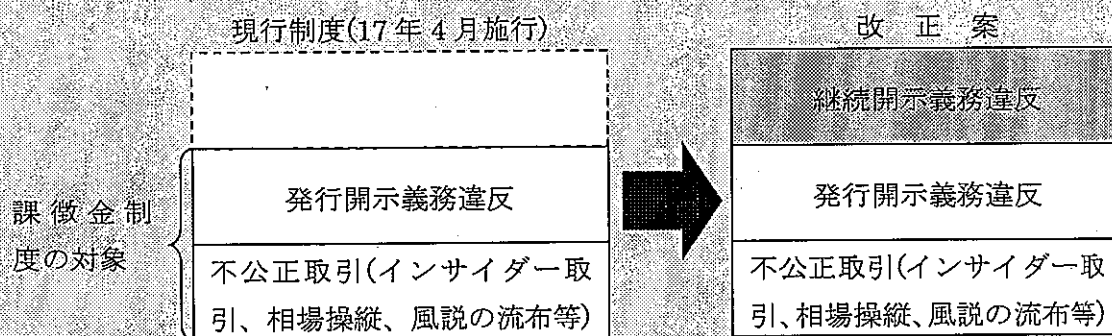
○ 基本的方向性と実施時期

- 銀行等において原則として全ての保険商品を取り扱えるようにすることが適当であり、その際には、以上のような弊害防止措置が適切に講じられることが前提。
- 実施時期については、メリットの実現を目指す観点から、できるだけ早期が望ましい。その際、銀行等での販売体制の整備や弊害防止手続きの確立等のための準備期間を設ける等、円滑な実施を図る必要。
- 以上を踏まえ、銀行等による保険販売規制の見直しについては、例えば1年後から段階的に行うこととし、新たな弊害防止措置の実効性をモニタリングしながら、遅くとも3年後には銀行等において原則として全ての保険商品を取り扱えるようにすることが適当。今後、本報告の趣旨を踏まえ、速やかに適切な措置を講じるよう期待。

証券取引法の一部を改正する法律案(仮称)

○ 継続開示義務違反に対する課徴金制度の導入

最近のディスクロージャーを巡る不適正事例や諸外国の例を踏まえ、発行開示義務違反と不正取引(インサイダー取引、相場操縦、風説の流布等)について導入が決定している課徴金制度を継続開示義務違反に拡大



○ 上場会社等の継続開示会社でない親会社に対する情報開示の義務付け

ディスクロージャー制度の信頼性の確保

上場会社等の親会社の情報は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものと考えられることから、最近のディスクロージャーを巡る不適正事例を踏まえ、上場会社等の親会社(有価証券報告書提出会社以外の会社)に対し、当該親会社に関する情報を記載した報告書を、当該上場会社等を経由して当該上場会社の有価証券報告書等とともに提出することを義務付け。

○ 外国会社等による英文開示制度の導入

我が国証券市場の国際化・競争力の向上

外国会社等が提出する有価証券報告書等について、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められる場合には、我が国の開示基準に基づく有価証券報告書等の提出に代えて、外国会社等の本国の開示基準に基づく開示書類であって、英語により記載されたものの提出を可能とする。

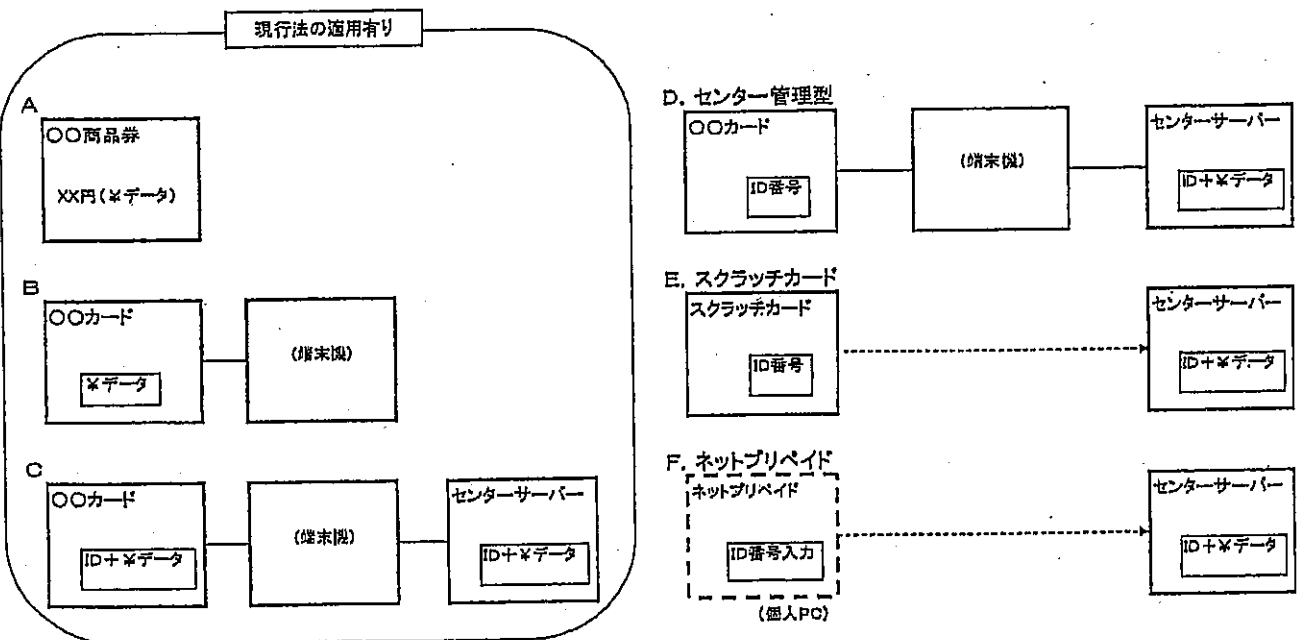
前払式証票の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）

金融資本市場の構造改革を促進するため、最近のIT化の進展、ICチップの技術革新などの通信情報技術等の発展を踏まえ、所要の制度整備を行う。

【主な改正内容】

○ 適用範囲の見直し

現行の前払式証票に加え、同様の経済的機能を有するセンター管理型、スクラッチカード、ネットプリペイドについても、本法の適用範囲とする。



○ 表示義務の適正化

発行者の氏名、住所、証票金額等の事項について、証票自体に表示しなければならないことを見直し、実態に即した表示方法とする。

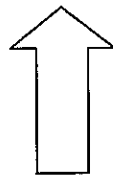
○ 発行者に係る情報開示の充実

発行者の事業内容や財務内容などについて公衆縦覧を可能とする。

投資サービス法に係る検討について

基本的認識

- (1) 資産形成ニーズの多様化
- (2) 既存業法でカバーされない新たな投資商品の登場
- (3) 投資サービスの融合化
- (4) 会社・信託法の抜本改正
- (5) 資本市場への一層の信頼性の確保



主要な検討事項

- (1) 投資サービスの範囲・定義方法
 - ① 投資家保護の講じられていない投資商品の取扱い
 - ② 他の業法により投資家保護が図られている投資サービスについての考え方
 - ③ 証券不発行を踏まえた投資サービスの定義のあり方
- (2) 業規制の横断化・柔軟化
 - ① 投資サービス業者の業務範囲と開業規制のあり方
 - ② 行為規制のあり方
- (3) 市場監視機能・体制の強化
- (4) 集団投資スキーム・資産運用を巡る法制の再整理
 - ① 集団投資スキームにおける運用業者やガバナンスのあり方
 - ② 既存の仕組み規制についての見直しの必要性
 - ③ 運用業者に係る規制の再検討

利用者の利便性を向上し、利用者の要望に応えられるような国際的にもレベルの高い最高の水準の金融機能を提供

